最終更新日：2017年6月6日
平安レイサービス株式会社
代表取締役社長　相馬秀行
問合せ先：総務部長 宮本卓久 TEL:0463-34-2771
証券コード：2344
http://www.heian-group.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の透明性、公正性とともに企業倫理の確立や社会的信頼の確保が求められている中、経営環境変化に迅速に対応できる組織体制を構築し株主重視の経営システムを維持することを重要な施策とし、適時適切な情報開示と説明責任を果たすことで企業価値を継続的に高めていくことを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
相馬秀行	2,327,900	15.87
小余綾弘産株式会社	1,900,000	12.95
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG／ JASDEC／ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS (常任代理人　香港上海銀行東京支店)	1,296,000	8.84
相馬かね	1,044,320	7.12
相馬ちず子	427,400	2.91
山田雅孝	415,040	2.83
山田たか子	399,200	2.72
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	297,400	2.03
JP MORGAN CHASE BANK 385632	282,567	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	278,900	1.90

支配株主（親会社を除く）の有無	相馬秀行
親会社の有無	なし

補足説明 更新

アバディーン投信投資顧問株式会社から、平成29年５月１日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により平成29年４月25日現在で1,391,200株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末現在における所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、他の取引先と同様に契約条件、市場価格を参考に公正妥当な取引を行うものとし、非支配株主の利益を損なうことになるような取引は行わない方針で臨みます。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

連結子会社として株式会社へいあんと山大商事株式会社を有しており、株式会社へいあんの代表取締役を当社社長、山大商事株式会社の代表取締役を当社取締役が夫々兼務し、また各連結子会社の一部の取締役も、当社の取締役を兼務しております。なお、連結子会社の取締役は、毎月当社取締役会に出席し、経営状況の報告をしております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田和重	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田和重	○	独立役員に指定しております	(招聘理由) 公認会計士の資格を有し、大手監査法人等の業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有しており、その経験を評価して選任 (独立役員指定理由) 独立性が高いこと、一般株主と利益相反のおそれがないことから、株主の負託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断した

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期会合年2回及び必要に応じ会合を行っております。監査役と会計監査人は、相互の信頼関係を基礎としながら、緊張感のある協力関係のもとで、双方向からの積極的な連携によって、監査の品質向上と効率化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中嶋 甚吾	他の会社の出身者													
金田一 喜代美	他の会社の出身者													
石井　正	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中嶋 甚吾	○	独立役員に指定しております	(招聘理由) 前職でのIT に関する専門的知識や企画部門・監査役の経験を評価して選任 (独立役員指定理由) 独立性が高いこと、一般株主と利益相反のおそれがないことから、株主の負託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断した

金田一 喜代美	○	独立役員に指定しております	(招聘理由) 税理士資格の保有や監査法人･監査役の経験を評価して選任 (独立役員指定理由) 独立性が高いこと、一般株主と利益相反のおそれがないことから、株主の負託を受けた独立機関として中立･公正な立場を保持していると判断した
石井　正	○	独立役員に指定しております	(招聘理由) 金融機関における長年の経験や不動産業務に精通していることを評価して選任 (独立役員指定理由) 独立性が高いこと、一般株主と利益相反のおそれがないことから、株主の負託を受けた独立機関として中立･公正な立場を保持していると判断した

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

･業績連動型報酬制度：当社は、役員賞与を当期純利益を基準に一定の水準をもって、支給しております。
･ストックオプション制度：制度はあるが、現状の対象者はおりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書の「コーポレートガバナンスの状況」において、以下の要領にて役員報酬の総額を開示しています。
(役員の報酬等)
イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
　当連結会計年度における当社の取締役に対する報酬は、取締役6名中5名に対し総額89,430千円であり、うち社外取締役1名が2,940千円であります。その内訳は、基本報酬総額61,160千円、役員賞与28,270千円であります。6名中1名の取締役については、連結子会社から支給しており、その総額は13,363千円、内訳は、基本報酬総額11,780千円、役員賞与1,583千円であります。
　また、監査役4名に対する報酬は16,620千円であり、うち社外監査役3名が8,820千円であります。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
　連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

有価証券報告書の「コーポレートガバナンスの状況」において、以下のとおり役員の報酬等の額の決定に関する方針を開示しています。
（役員の報酬等）
ハ．役員の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり方針を定めております。
a．取締役
取締役の報酬は、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して取締役会で決定する。
b．監査役
監査役の報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定する。

なお、取締役の報酬は、平成12年10月30日開催の定時株主総会において、一営業年度額200百万円以内、監査役の報酬は、平成14年６月27日開催の定時株主総会において、一営業年度額30百万円以内とそれぞれ決定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・監査役の職務を補助すべく、内部監査室所属員（男性社員１名）を2010年4月より監査役補助人に兼務発令しております。
・また、取締役会、監査役会、経営会議等の討議議題については、その資料について、常勤監査役を通じて事前の配布を行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、企業経営の透明性、公正性を確保すべく、取締役会、監査役会を設置している他、経営の意思決定の迅速化と業務執行の責任の明確化を図る為、事業本部、商品本部、管理本部の３本部体制を採用すると共に、社長直属の内部監査室を設置して、組織的に相互牽制機能を持たせております。

１．取締役会
取締役会は現在、社外取締役１名を含む６名の取締役からなり、定例で月１回開催され、業務執行状況の監視を行うと共に、経営に関する重要事項を審議し、決議しております。取締役会には、グループ子会社の取締役を兼務する取締役も含まれており、グループ全体の経営監視も行っております。
また、社外監査役３名を含む監査役４名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

２．経営会議
経営会議は、取締役または部長職による議事進行のもと、毎月２回開催されており、取締役会の基本方針に則り経営に関する重要事項の立案、調査、検討及び実施結果の把握等を行っております。構成メンバーは取締役及び部長職全員であり、さらに必要に応じて担当マネージャーを出席させると共に常勤監査役が毎回出席しており、活発な意見交換が行われております。討議議題は多岐に渡り行われ、経営に関する迅速な業務執行に資しております。

３．内部監査室
社長直属の内部監査室（所属員２名）を設置しております。内部監査室は監査計画に基づき、業務全般にわたり監査を実施しております。監査結果は直接社長に報告し、被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行うことで、業務の適正な運営・社内規程との整合性等を図ると共に、業務の改善・効率化の推進に努めております。

４．コンプライアンス推進委員会
内部統制システム及びコンプライアンス体制の推進を図るため、2006年４月、代表取締役社長を委員長として社内にコンプライアンス推進委員会を発足いたしました。毎月定例的に会議を開催すると共に、ワーキンググループの会議も適宜開催し、全社のリスク及び各部門のリスクの洗い出しと対応策、規程の整備を進めております。

５．監査役会
監査役会は常勤監査役１名、監査役３名の計４名で構成されております。このうち３名を社外監査役として選任し、監査機能の強化に努めております。毎月１回監査役会を開催すると共に、毎期、監査計画書を策定して計画的に監査を実施しております。内部監査室及び会計監査人との情報交換会や、役付役員との情報交換会等も定期的に開催し、有効な監査を遂行しております。

６．会計監査の状況
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は片岡久依ならびに五十嵐徹であり、有限責任監査法人トーマツに所属し金融商品取引法及び会社法に基づく会計監査を実施しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士２名、その他４名であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は豊富な経験と高い知識を有している社外取締役１名 及び 社外監査役３名を選任しており、社内役員から独立した立場で、かつ専門的見地から当社の経営全般に関与することにより、牽制機能を果たし経営の透明性と健全性を高められると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・2015年５月28日実施、内容「2015年３月期決算説明会」、22名参加 ・2016年５月30日実施、内容「2016年３月期決算説明会」、29名参加 ・2017年５月29日実施、内容「2017年３月期決算説明会」、26名参加	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、決算短信、有価証券報告書を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員:常務取締役管理本部長 平井良也 IR担当部署:総務部総務グループ	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「当社の理念」「平安グループ企業行動憲章」にて規定。同規程を名刺サイズの携帯版として作成し、2007 年3 月より全社員に常時携帯させております。平安グループ企業行動憲章では、「お客様の満足」「お客様からの信頼」「公正で透明性のある企業活動」「企業情報の積極的、公正な開示」「従業員の尊重」「環境への配慮」「地域社会への貢献」「健全な社会秩序の維持」「本憲章精神の徹底」「問題解決への対処」について規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境問題への取組は、企業の存在と活動に必須の要件であることを十分に認識し、企業活動 全般に亘り、自主的かつ積極的に行動します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとし広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示しま す。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「平安グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、当社グループすべての役員及び使用人に周知する。
（2）全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を責任役員として、コンプライアンスに関する規程及びマニュアルを作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社内部監査室または外部の弁護士に通報を行うことができる内部通報制度を構築する。
（3）当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が同委員会を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
（4）責任役員は、コンプライアンスに関する規程に従い、担当各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンスに関する規程等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。
（5）当社グループの取締役の職務執行については、毎月開催される当社の取締役会において報告され、法令及び定款を遵守すべきことの周知徹底を図ると共に、各取締役に相互牽制が働く体制をとる。また、監査役においても「監査役監査基準」に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する監査を実施する。

2．当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループの取締役の職務の執行に係る情報・文書・電磁的媒体等の取扱は、当社グループの社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
また、当社グループの取締役及び監査役は、当該各文書等を規程に従い常時閲覧できる。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、内部監査室長がその事務を管掌する。
（2）内部監査室は、定期的に当社グループの業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
（3）内部監査室の監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見され、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度により、重大なリスクが想定される場合にはコンプライアンス推進委員会及び担当部署に通報する。
（4）内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理に関する規程、関連する個別規程（業務に関する規程、財務・経理に関する規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
（5）コンプライアンス推進委員会は、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認を行うとともに全使用人に対する研修等を企画実行する。
（6）支配株主との取引については、他の取引先と同様に契約条件、市場価格を参考に公正妥当な取引を行うものとし、非支配株主の利益を損なうことになるような取引は行わない方針で臨む。

4．当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門ではその目標達成に向けてのアクションプランを実行することとする。また、当社グループ各社の経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ、定期的にレビューを行う。
（2）業務執行のマネジメントについては、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びにその付議基準に該当するすべての事項を付議することを遵守する。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため経営会議を月2回開催し、当社グループ各社の経営に関する重要事項の調査、検討及び実施結果の把握を行うこととする。
（3）日常の職務遂行に際しては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行できる体制を整える。当社子会社においても、当社の規程に準じた組織規程・職務権限規程等の整備を行う。

5．当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、当社グループの業務の適法性、企業倫理性を確保すべく「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備し、当社子会社への助言・指導を行うとともに、一定の経営上の重要事項について子会社の取締役並びに関係部署長より管理本部長に報告を行う。
（2）管理本部長は内部監査室と連携し、当社グループのリスク情報の有無を監査し、当社グループ全体のリスク管理を行う。
（3）当社グループ各社に損失の危険が発生し、管理本部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役の職務を補助すべく、内部監査室所属員を兼務で配置する。
（2）監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令することができる。
（3）監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
（4）監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

7．取締役及び使用人が監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役に対し適時に必要な報告及び情報提供を行うこととする。
（2）監査役が出席する会議、閲覧する資料、前項の報告及び情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
・監査役が出席する会議
取締役会
経営会議
役付役員情報交換会
経営方針説明会
・監査役が閲覧する資料等
代表取締役社長が決裁するもの

事故・不正・苦情・トラブルに関するもの
・監査役に定例的に報告すべき事項
経営状況
財務状況
内部監査報告書
コンプライアンス推進委員会会議録
・監査役に臨時的に報告すべき事項
当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
内部通報制度に基づき通報された事実
重要開示書類の内容
(3) 当社は、当社グループの監査役へ報告及び情報提供を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告・情報提供を理由として不利益な処遇を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
(1) 当社は、監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人及び内部監査室との緊密な連携を図っていく。
(2) 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続に従い、その費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として反対する。
当社グループは、上記基本的な考え方を「平安グループ企業行動憲章」に定め、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素から総務部を主管部門として、弁護士や警察および「神奈川県企業防衛対策協議会」等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、顧客･投資家の満足度を高め、企業価値を向上させていくことこそが買収防衛につながるとの考えのもと、本質的に企業価値を高める施策を講じてまいる所存です。

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――